

2. 最近の保育所における事故等について

昨年7月に、北九州市の認可外保育施設において、園児が、送迎用の車に置き去りにされた結果、熱射病で亡くなったという、非常に痛ましい事故があった。

また、先月28日には学童保育中の児童が川遊びをしていたところ、局地的な豪雨による突然の増水に流されて亡くなるという非常に痛ましい事故があった。

このような熱射病、水難事故のほか、夏は食中毒が多発する季節でもあり、重大な事故が起こらないよう、徹底した指導監督や、通知による注意喚起など各自治体において適切な対応をお願いする。

また、今月7日に宇都宮市の民間保育所で園児への不適切な処遇が見つかり、児童福祉法に基づく改善勧告がなされたところ。引き続き、保育所等内で不適切な保育が行われることのないよう、各自治体においても、早めの対応をお願いする。

3. 給食の外部搬入について

給食の外部搬入については、「調理室の設置」及び「調理員の配置」が義務付けられていることから、施設における給食については外部搬入方式を採用することは認められないと解釈され、実際そのように運営してきたところ。近年の食事の提供方法の多様化を踏まえ、従来の解釈を明確化するため、本年4月に児童福祉施設最低基準の改正を行ったところ（資料4参照）。

これらを踏まえ、特区の認定等なく、給食の外部搬入を行っている保育所について、実態調査を行ったところ（資料5参照）。

調査結果については、集計中であるが、再度、省令改正につき周知することを予定しているところ。特区の認定等なく、外部搬入を行っている施設があった場合には、引き続き適切な指導を行うようお願いする。

児童福祉施設最低基準及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令案の概要

1. 改正内容

- 現行の児童福祉施設最低基準では、「調理室の設置」及び「調理員の配置」が義務付けられていることから、施設における給食については外部搬入方式を採用することは認められないと解釈され、実際にそのように運用してきたところ。

近年の食事の提供方法の多様化を踏まえ、従来の解釈を明確化するため、児童福祉施設最低基準を改正するもの。

- また現在、児童福祉施設のうち公立保育所の給食に関しては、一定の要件を満たし構造改革特別区域の認定を受けた場合には、外部搬入方式の導入が認められている。

こうした公立保育所における給食の外部搬入方式を可能とする構造改革特別区域における特例事業については、従来、通知を根拠として実施してきたところであるが、今回、保育所における給食の提供は自園調理でなければならないことを児童福祉施設最低基準において明確化することに併せ、省令を根拠としたものとするため、厚生労働省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令を改正するもの。

2. 公布日

平成20年4月1日

3. 施行日

公布日

○児童福祉施設最低基準及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令案 新旧対照表

◎児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一章 総則</p> <p>（食事）</p> <p>第十一条 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この項において同じ。）において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第八条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。</p> <p>2 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。</p> <p>3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。</p> <p>4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。</p>	<p>第一章 総則</p> <p>（食事）</p> <p>第十一条 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。</p> <p>2 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。</p> <p>3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。</p>

事務連絡
平成20年7月11日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

保育所における給食の外部搬入に係る実態調査について

保育行政の推進につきましては、平素より格段のご配慮を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、本年4月、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）の改正により、給食の自園調理が明確化されたことなどを踏まえ、外部搬入を実施している保育所について、現状を把握したいと考えております。

つきましては、別添1のとおり調査をさせていただきたいと思っております。各都道府県等におかれましては、適宜市町村へ照会の上、調査票（別添2）への記入をお願いいたします。

ご多忙中、誠に恐縮ですが、平成20年7月18日（金）までに下記アドレスあてメールにてご提出願います。

○ 添付書類

別添1 保育所における給食の外部搬入に係る調査について

別添2 保育所における給食の外部搬入実態調査票（平成20年7月1日現在）

【本件問い合わせ先】

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課

乃村・栗林

電話：03-5253-1111（内線7918）

FAX：03-3595-2674

e-mail：kuribayashi-yayoi@mhlw.go.jp

保育所における給食の外部搬入に係る実態調査について

1 調査趣旨

本年 4 月、児童福祉施設最低基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）の改正により、給食の自園調理が明確化されたことなどを踏まえ、各保育所における外部搬入の有無等を把握するためのものです。

2 調査対象

全ての都道府県・指定都市・中核市

3 調査内容

- (1) 外部搬入を行っている保育所が所在する都道府県名及び市区町村名
- (2) 当該保育所の名称
- (3) 公私の区分
- (4) 外部搬入を開始した時期
- (5) 現在の対応状況について

4 回答方法

貴管内の保育所において外部搬入を行っている場合（※1、2）には、別添の調査票により、平成 20 年 7 月 1 日現在の状況について回答してください。

※1) 認定こども園幼保連携型において 3 歳未満児の給食を外部搬入している場合、及び認定こども園保育所型において外部搬入している場合は記入対象です。（別紙参照）

※2) 特区認定の対象となっている保育所（平成 20 年 7 月 1 日現在特区申請中の場合を含む）は記入対象外です。（別紙参照）

※3) 指導監督等での対応状況により、次のように回答してください。

- ① 都道府県又は市区町村が当該施設に対して指導を行っている。

→ 「指導中」欄に「○」を記入。

- ② 今後特区申請を検討している。
→ 「特区申請を検討中」欄に「○」を、「備考」欄に特区申請予定年月を記入。

- ③ 市区町村又は施設において認定こども園認定申請を検討している。
→ 「認定こども園認定申請を検討中」欄に「○」を、「備考」欄に認定申請予定年月を記入。

- ④ 上記①～③のいずれにも該当しない場合
→ 「その他」欄に「○」を、「備考」欄に実施状況を記入。

※4) 「外部搬入」かどうか判断し難い場合には、調査票の「外部搬入かどうか判断し難い」欄に「○」を記入し、「備考」欄にその具体的状況を記入のうえ、他の項目についても回答してください。

保育所における給食の外部搬入の実施に係る整理表

	認定こども園					認定こども園以外	
	幼保連携型			保育所型		特区認定あり	特区認定なし
	3歳以上のみ実施	3歳未満児も実施		特区認定あり	特区認定なし		
		特区認定あり	特区認定なし				
公立	○	○	×	○	×	○	×
私立	○	×		×		×	

※「×」に該当する保育所について、調査票に記入してください。

公立保育所の給食外部搬入（920）

<これまで>

保育所における給食については、民間委託は認められているが、施設外で調理し搬入する方法は認められていない。

<関係法令等>

保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第86号）

<取り巻く環境の変化>

公立保育所において、運営の合理化を進める等の観点から、学校給食センター等を活用することにより、調理業務について、公立保育所及び学校給食センター等の相互で一体的な運営を行うことが求められている。

← 構造改革特区を活用することにより

公立保育所の給食について、保育所外で調理し搬入することを可能にする

<主な要件>

- 給食の保存、配膳及び加熱や離乳食、食物アレルギー及び体調不良児等への対応ができるよう調理室、調理機能を有する設備が保育所に設けられていること
- 食事の提供体制が、児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じられること
- 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、搬入元と委託内容に係る契約書を締結する等、保育所で調理業務を委託する場合の基準を遵守すること
- 食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラム（児童の発育・発達過程に応じて食に配慮すべき事項を定めたもの）に基づき食事を提供するよう努めること

認定計画数：44件（平成20年4月1日現在）

◎実際の取組事例

～綾町すこやか食育給食特区～

実施主体：宮崎県綾町

女性の就業機会の増加、核家族化の進展などを背景に保育ニーズは高まり、きめ細やかな保育、子育て支援が求められる一方、厳しい財政事情の中、人員や経費の削減も必要となっている。

このため、給食調理業務の効率化、安定化、経費削減を図ることで、更なる子育て支援サービス等の充実を目指す。

さらに、「地産地消の食育」を柱とした総合的な食育や農業振興など地域活性化の面においても大きな効果を期待している。

